

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県立博物館長 片山 暢博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県立博物館企画展開催に係る駐車場警備業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の場所

鳥取県鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館周辺

(4) 業務の期間

令和8年4月4日から令和9年3月14日まで

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（業務の期間（令和8年4月4日から令和9年3月14日まで）における委託料の総額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の駐車場管理に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以内「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(7) 鳥取県との協力・連携体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立博物館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0011 鳥取県鳥取市東町二丁目124番地

鳥取県立博物館総務課
電話 0857-26-8042 ファクシミリ 0857-26-8041
電子メール hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月24日(火)から同年3月5日(木)までの間にインターネットの鳥取県立博物館ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月24日(火)から同年3月5日(木)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

※休館日であっても職員は常駐しており、職員用通用口(博物館入口の右側)から入館可能。(インターホンを鳴らすこと。)

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日(木)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町二丁目124番地 鳥取県立博物館2階 会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月5日(木)正午までに4の(1)の場所に郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出すること。

ただし、郵便等による入札の場合は、「入札書」、件名及び入札者名を明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して送付すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札は、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成26年3月12日付第201300191828号教育長通

知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。